

議案第45号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第3（第13条関係）

事務	金額
略	
14 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円
14の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく認定	1件につき 27,000円
略	
19 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく許可	1件につき 160,000円
略	
備考 略	

別表第3（第13条関係）

事務	金額
略	
14 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円
略	
19 法第55条第3項各号の規定に基づく許可	1件につき 160,000円
略	
備考 略	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。